

大阪市条例第 3 号

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員の配置） 第 5 条 設備運営基準第13条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の 2 に規定する方法により満 3 歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置くよう努めなければならない。	（職員の配置） 第 5 条 設備運営基準第13条第 1 項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条の 2 に規定する方法により満 3 歳以上の園児に対する食事の提供を行う幼保連携型認定こども園には、<u>栄養士</u>を置くよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。